

就学援助制度について(お知らせ)

名取市では、家庭の事情などにより経済的理由で就学に困っている児童生徒の保護者の方に、学用品費、学校給食費など就学に必要な経費の一部を援助する制度を設けています。

その内容については下記のとおりです。申請なされる方は、通学している(未就学の方はこれから通学する)学校で手続きをおこなってください。

1、対象者(世帯で認定)

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 前年度又は当該年度において生活保護の停止又は廃止の措置を受けた方で、援助が必要と認められる方
- (3) 次のいずれかの事由に該当し、援助が必要と認められる方
 - 市民税を非課税又は減免されている方
 - 個人事業税・固定資産税・国民年金保険料・国民健康保険税を減免されている方
 - 児童扶養手当を支給されている方
 - 宮城県社会福祉協議会の生活福祉資金を貸付されている方
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特に援助が必要と認められる方
(収入により審査があります。援助の対象になる収入については、家族構成や年齢等により異なります。)

2、援助の種類

- (1) 学用品費等(定額支給)
- (2) 校外活動費(宿泊あり、宿泊なしともに対象 → 実績に応じた額を支給)
- (3) 修学旅行費(実績に応じた額を支給)
- (4) 新入学用品費(4月認定になっている新1年生のみ対象 → 定額支給)
- (5) 学校給食費(実費支給)
- (6) 医療費
(学校健康診断で発見された下記の病気の治療費＝本人負担分を名取市が医療機関に直接支払います。)
※ 学校病：トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬及び膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(虫歯)、寄生虫病(虫卵保有を含む。)
※ 健康診断後、治療を受ける前に手続きが必要です。
- (7) オンライン学習通信費

3、支給方法及び時期

原則、保護者の指定する金融機関の口座へ振り込みます。医療費については市より、医療機関へ直接支払います。学校納付金を滞納している場合などは、学校長を經由して保護者へ支給することもあります。

支給時期は、7月、12月、3月です。

4、受給の申請方法

就学している学校で申請を行います。小学校と中学校へお子さんが就学している場合は、中学校へ申請してください。

【提出するもの】（1と2は申請者全員、3と4は該当される方のみご提出ください。）

1. 就学援助費受給申請書
2. **保護者の方の**個人番号確認書類（学校名・申請者名記載の封筒に入れてください）

	「個人番号カード」のコピー（両面）
又は	①個人番号「通知カード」のコピー ②公的身分証明書のコピー （顔写真付のもの。運転免許証など） ※①と②の両方が必要です。

3. 前住所地の市区町村から取得した市民税課税証明書
（1月～6月申請 前年の1月1日現在の住所地から取得。
7月～12月申請 その年の1月1日現在の住所地から取得。）
4. 罹災証明書又は被災証明書のコピー（該当される方のみ提出）

- 新規申請は随時受け付けています。原則として、各学校で書類を受理した日付が認定日です。
- 次年度継続して受給を希望する場合は、年度末に毎年申請をします。学校より届く手続きの通知をご覧ください、必要書類をご提出ください。
- 名取市以外から通学されている方は、居住地の教育委員会にお問い合わせください。
- ご不明な点に関しては下記連絡先までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

名取市教育委員会学校教育課学務係

電話 022-724-7172